

5-2 世田谷区国分寺崖線保全整備条例

崖線地区の指定／建築物の構造制限／色彩の配慮／建築計画の届出

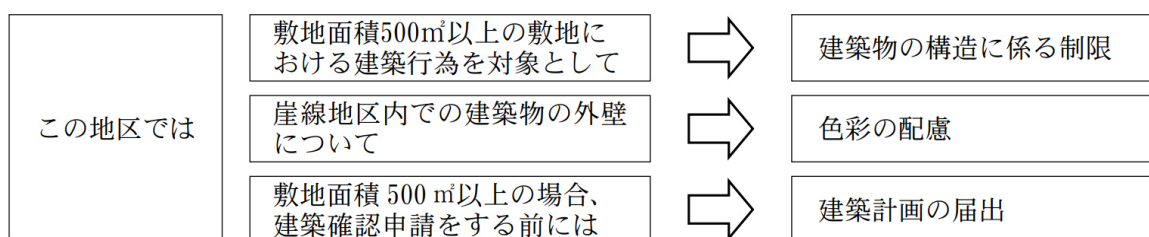
1. 条例の趣旨

区では、貴重な自然環境が残された国分寺崖線の保全整備を推進していくため、平成17年3月14日、世田谷区国分寺崖線保全整備条例を制定しました。

2. 条例適用対象－崖線地区の指定

傾斜度10%以上の斜面地（約183ha）を概ね含み、国分寺崖線と一体的な環境形成が必要なエリアを崖線地区（約300ha）に指定しています。

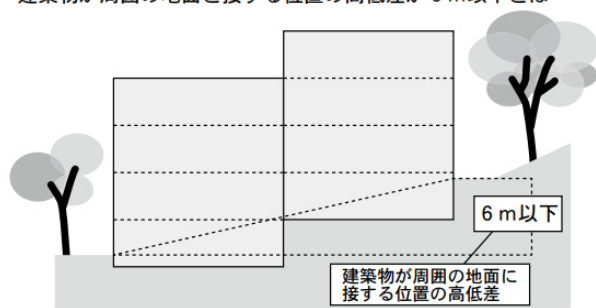
崖線上部	崖線下部
○風致地区又は宅地造成工事規制区域内の地域を基本とする。	○成城四丁目～大蔵五丁目付近までは野川 ○大蔵五丁目～岡本三丁目付近までは宅地造成工事規制区域 ○岡本三丁目～尾山台一丁目付近までは丸子川 上記を境界とし、その北東側の部分。
○以上の区域内で、防火地域及び近隣商業地域に指定されている区域を除外する。	



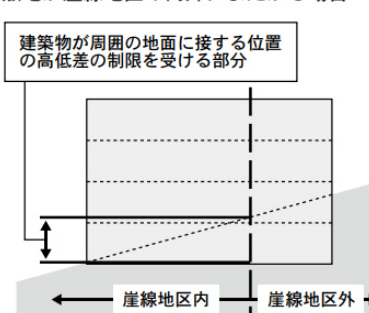
3. 建築物の構造に係る制限（建築基準法第50条関係）

階段状建築物を制限するため、敷地面積500㎡以上の建築物が周囲の地面と接する位置の高低差は6m以下とします。

建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6m以下とは



敷地が崖線地区の内外にまたがる場合



4. 色彩の配慮

建築物の外壁の色彩に関して、国分寺崖線及びその周辺地域の景観との調和に配慮していただきます。

5. 建築計画の届出

建築確認申請をする前に、「崖線地区建築計画届出書」を提出してください。

担	玉川総合支所 街づくり課 街づくり担当 電話番号 03-3702-4513 ファクシミリ 03-3702-0942
当	砧総合支所 街づくり課 街づくり担当 電話番号 03-3482-1398 ファクシミリ 03-3482-1471